

八幡浜市誘客活動等支援事業補助金補助対象事業者選定要領

(趣旨)

第 1 この要領は、八幡浜市誘客活動等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく八幡浜市誘客活動等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたり、効果的かつ効率的運用を進めるため、事業内容の審査において補助効果の高いと考えられる民間団体等を補助対象事業者として選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第 2 会長は、補助対象事業者の選定にあたり、提出された事業計画書を審査するときは、次の事項に着目し、又は考慮の上審査する。

- (1) 新規性のない事業や伝統行事の振興を図る事業にあつては、前年度補助額と同額又は 1 事業当たり 10 万円を上限額とすることを原則とする。ただし、会長が認めるときはこの限りでない。
- (2) 事業実施により期待される効果や誘客見込人数、次年度以降への事業展開について具体的かつ現実的な事業を評価する。
- (3) 新規の事業で特に市外からの入込客を期待する事業を評価する。

(選定方法)

第 3 要綱第 4 条の規定に基づき事業計画書の提出があつた場合、事務局で取りまとめの上、会長までの決裁により、補助対象事業者を決定するものとする。

(その他)

第 4 交付決定を行う際には、八幡浜市観光物産協会への加入を条件とすることを原則とする。但し、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 一時的に立ち上げた民間団体等である場合。
- (2) 高等学校の部活動その他児童又は生徒で構成する団体である場合。
- (3) その他、会長が特に認める民間団体等である場合。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。